

平成 2 9 年度

健全化判断比率等審査意見書

健全化判断比率審査

資金不足比率審査

出水市監査委員

出 監 第 3 2 号

平成30年8月23日

出水市長 椎 木 伸 一 様

出水市監査委員 木 谷 勉

同 北御門 伸 彦

平成29年度決算に基づく出水市健全化判断比率及び資金不足比率
の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、平成29年度決算に基づく出水市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を決定したので提出します。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成30年8月3日から同年8月23日まで

第3 審査の方法

市長から提出された平成29年度決算に基づく健全化判断比率及びこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の出水市健全化判断比率及びその他算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	12.72
連結実質赤字比率	—	—	—	17.72
実質公債費比率	8.1	7.6	7.7	25.00
将来負担比率	—	—	—	350.00

- ※ 実質赤字額、連結実質赤字額が生じていない場合は「—」と表示される。
- ※ 将来負担比率が算定されない場合は「—」と表示される。

2 個別意見

- (1) 実質赤字比率については、実質赤字はなく良好な状態にあると認められた。
- (2) 連結実質赤字比率については、連結実質赤字はなく良好な状態にあると認められた。
- (3) 実質公債費比率については、前年度と比較して0.5ポイント悪化しているが、早期健全化基準を下回っており良好な状態にあると認められた。
- (4) 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため算定されず、良好な状態にあると認められた。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 2 9 年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 2 9 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 3 0 年 8 月 3 日から同年 8 月 2 3 日まで

第 3 審査の方法

市長から提出された平成 2 9 年度決算に基づく資金不足比率及びこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその他算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されているものと認められた。

記

	会 計	資金不足比率			経営健全化基準
		平成 2 9 年度	平成 2 8 年度	平成 2 7 年度	
法 適 用 企 業	水道事業会計	—	—	—	20.0
	病院事業会計	—	—	—	
法 非 適 用 企 業	地方卸売市場特別会計	—	—	—	
	下水道特別会計	—	—	—	
	特定環境保全公共下水道特別会計	—	—	—	
	農業集落排水特別会計	—	—	—	

※資金不足が生じていない場合は「—」と表示される。

2 個別意見

資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足はなく、良好な状態にあると認められた。

ただし、病院事業会計においては、運転資金等を一般会計からの長期借入金により補てんしていることから、当該比率に留意し、経営改善に向けて鋭意努力されたい。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。